湖沼における外来水生植物防除事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、印旛沼及び手賀沼とその流域河川の水環境の保全を図るため、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動を行う団体が、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項の規定により定められた特定外来生物のうち植物界に区分されるAlternanthera philoxeroides (以下「ナガエツルノゲイトウ」という。)又はLudwigia glandiflora (以下「オオバナミズキンバイ等」という。)を駆除する活動に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象団体)

- 第2条 補助対象団体は、ナガエツルノゲイトウ又はオオバナミズキンバイ等の防除について、当該事業実施後も継続的に活動を行う団体(以下「団体」という。)とする。ただし、次の各号を満たすものに限る。
 - (1) 規約を有し、団体の意思を決定し執行する組織が確立されていること。
 - (2) 自ら経理し、監査する等、会計組織を有すること。
 - (3) 県内に事務局を設けていること。
 - (4) 構成員が5人以上であり、県内に住所を有し、又は通勤し、もしくは通学する者が 1人以上いること。
- 2 前項の場合において、補助金の交付を受けようとする団体が次の要件のいずれかに該 当する場合には、補助金の交付の対象外とする。
 - (1) 専ら営利を目的とするとき。
 - (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (3) 事業の実施に必要な経費のうち、補助金を除く自己負担金等の金額を確実に調達できる見込みが無いとき。
- (4) 県から当該事業に対する他の補助を受けているとき。
- (5)団体の役員等(代表者、理事、監事、事務局長若しくはこれらに準ずる者、相談役、 顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契

約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)が次のアからウまでのいずれかに該 当する者であるとき。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- イ 次のいずれかに該当する行為((イ) 又は(ウ)に該当する行為であって、法令上 の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - (ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
 - (イ)暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - (ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手 方(法人その他の団体にあっては、その役員等) が暴力団員であることを知りな がら、当該契約を締結する行為
- ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象とする事業(以下「補助事業」という。)、経費(以下「補助 対象経費」という。)及び補助率については、別表のとおりとする。

(補助金の交付回数制限)

第4条 補助金の交付回数は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする場合は、知事が定める期日までに、湖沼における外来水生植物防除事業補助金交付申請書(別記第1号様式) 1部を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があった場合においては、申請書の審査及び必要に 応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助 金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

- 第7条 規則第5条に規定する補助金の交付に必要な条件は、次の各号のとおりとする。
 - (1)補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合は、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の20%以内の変更等軽微な変更はこの限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助事業で必要と想定される、補助事業実施時に発生した傷害及び賠償責任が補償 される保険に加入すること。
 - (5) 補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存すること。
 - (6) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、その予定価格が 10万円以上であるときは、2人以上の者から見積書を徴し、最も有利かつ確実な条件を備えたものを選定すること。
 - (7) その他、知事が必要と認める条件

(承認の手続)

第8条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとする場合は、湖沼における 外来水生植物防除事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記第2号様式)1部を 知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする場合は、補助事業が完了した 日から起算して20日以内又は補助金の交付を決定した年度の末日のいずれか早い期 日までに、湖沼における外来水生植物防除事業補助金実績報告書(別記第3号様式)1 部を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合に おいては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る 補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するもので あるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、通 知するものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、湖沼における外来水生植物防除事業補助金交付請求書(別記第4号様式)1部を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 規則第16条の規定により補助金の概算払を受けようとする場合は、湖沼における外来水生植物防除事業補助金概算払請求書(別記第5号様式)1部を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第13条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、団体の役員等が第2条第2項 第5号イ又はウのいずれかに該当する者とする。

(財産処分の制限)

- 第14条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、1物品の取得価格が2万円以上の財産とする。
- 2 前項の財産について、規則第21条第1項各号列記以外の部分ただし書の規定により 知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第 15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(財産処分の承認の申請)

第15条 規則第21条本文に規定する知事の承認を受けようとする場合は、湖沼における外来水生植物防除事業補助金財産処分承認申請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

事業		印旛沼及び手賀沼とその流域河川(その沿岸部を含む。)における、特定 外来生物のうちナガエツルノゲイトウ又はオオバナミズキンバイ等の駆 除(ただし、水環境の保全に係るものに限る。)
補助金の 交付回数制限		1団体につき、各年度に補助金を受けられる回数は1回まで
	報償費	助言等を行う専門家に支払う謝金
	旅費	事業に直接従事する者に支払う交通費、宿泊費等
	需用費	事業に係る資料のコピーに係る経費のほか、消耗品等の購入に係る経費
補助	役務費	事業に係る通信・運搬費・輸送料・保険料等
対象	委託料	事業を行うために、事業の一部を第三者に委託する経費
経費	使用料及び	事業の遂行に必要な機材の借用料等
住員	賃借料	
	備品購入費	事業実施に必要な事務機器等の購入費用
	その他	事業を行うために必要な経費等、業務遂行上必要であり、知事が認めた経
		費
	補助率	補助対象経費の 10/10 以内

※計上できない経費:団体の組織運営等に係る経常的な経費

千葉県知事様

住	所		
団体	名		
代表者			
役職・」	氏名		

湖沼における外来水生植物防除事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業計画書(別紙1)
- 2 補助事業の収支予算(別紙2)
- 3 誓約書(別紙3)
- 4 役員等名簿(別紙4)
- 5 その他参考資料

担当者連絡先(本申請に係る担当者情報を記載)

氏名	所属・役職	
住所		
電話番号	電子メールアドレス	

事業計画書(1)

	1						
事業名							
活動の目的							
実施予定日 (期間)	年	月 日から	年	月日	目まで		
実施場所			保全する	水環境	の場所		
(市町村名)			(湖沼名	、河川	名等)		
目標	会員		会員以外			合計	
参加者数		人			人		人
活動計画	実施予定		実施方法			目標参加	口者数(人)
	年月日	(具体的	」に記載する	ること。)	会員	会員以外

事業計画書(2)

	実施時期	実施内容と結果 (内容、規模、実施した効果等を具体的に記載すること。)
過去の環境保全活動の実績		
これからの活動の展開等	(内容の拡 こと。)	一次で、他の団体と連携する計画等がある場合には記載する。

補助事業の収支予算

(1) 補助事業に係る経費の支出予算

支出科目	内容	数量	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
			合 計	

(2) 収支予算

(単位:円)

	収 入				支	出		
区 分	金	額	区	分		金	額	
自己資金				W- ##				
補助金			事	業費				
その他			その作	也経費				
合 計			合	計				

※収入の合計と支出の合計が一致するものであること。

誓 約 書

令和 年 月 日

千葉県知事様

所 在 地 団 体 名 代表者職・名 電 話 番 号

囙

補助金の交付を申請した事業を行う団体の役員等(代表者、理事、監事、事務局長若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)が、湖沼における外来水生植物防除事業補助金交付要綱第2条第2項第5号ア、イ、ウのいずれにも該当せず、将来においても当該第5号ア、イ、ウのいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、 千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

役 員 等 名 簿

番号	商号又は名称(半カナ)	商号又は名称 (漢字)	氏名(半カナ)	氏名(漢字)	生 元号 MTSH	年月年	日	性別 (M·F)	住	所	職名
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20	_			_				•			

現在における当団体の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

所 在 地

団 体 名

代表者職・名

(EI)

この名簿には、団体の役員等(代表者、理事、監事、事務局長若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

~ # IP / +	441
千葉県知事	様

住	所			
団体	名			
代表者				
役職 • F	千名			

湖沼における外来水生植物防除事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった標記補助金に係る 事業を、下記のとおり変更(中止、廃止)したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の 規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更(中止・廃止)したい内容
- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 経費の変更

補助事業の収支予算(別紙1)

当 初

円(交付決定額

円)

変更後

円(変更交付申請額

円)

担当者連絡先(本申請に係る担当者情報を記載)

氏名	所属・役職	
住所		
電話番号	電子メールアドレス	

(別紙1)

補助事業の収支予算

(1) 補助事業に係る経費の支出予算

支出科目	内容	数量	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)	変更前金額 (単位:円)
			合 計		

(2) 収支予算

(単位:円)

		収 入				支 出	
57	\wedge	金	額	L.	\wedge	金	額
区	分	変更前	変更後	区	分	変更前	変更後
自己資金	金				火 曲		
補助。	金			争 🦻	業 費		
そのん	也			その何	也経費		
合	計			合	計		

※収入の合計と支出の合計が一致するものであること。

千葉県知事	様
	121

<u></u>団 体 名 代表者 役職・氏名

湖沼における外来水生植物防除事業補助金実績報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった 年度標記補助金について、 千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。 記

- 1 事業実施報告書(別紙1)
- 2 補助事業の収支決算(別紙2)
- 3 その他参考資料

担当者連絡先(本報告に係る担当者情報を記載)

氏名	所属・役職	
住所		
電話番号	電子メールアドレス	

事業実施報告書

事業名							
実施日 (期間)	年	月 日から	年	月	目まで		
実施場所			保全す	る水環境	境の場所		
(市町村名)					川名等)		
参加者数	会員		会員以:	外		合計	
		人			人		人
活動の実績	活動		活動内	容		参加者	数 (人)
	年月日	(具体的に記載				会員	会員以外
		記録写真等の資	資料を添	付するこ	こと。)		
活動の成果							
10 397 47/7/							

補助事業の収支決算

(1) 補助事業に係る経費の支出

支出科目	内容	数量	単価 (単位:円)	金額 (単位:円)
			合 計	

(2) 収支決算

(単位:円)

	収 入				支	出		
区 分	金	額	区	分		金	額	
自己資金				W- ##				
補助金			事	業費				
その他			その作	也経費				
合 計			合	計				

[※]収入の合計と支出の合計が一致するものであること。

年 月 日

千葉県知事様

住	所			
団体	名			
代表者				
役職・」				

湖沼における外来水生植物防除事業補助金交付請求書

年 月 日付け千葉県 指令第 号で額の確定のあった 年度標記補助金を千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

	·	
交付確定額	金	円
概算払受領額	金	円
今回請求額	金	円

補助金振込先口座

金融機関名		信用金庫	 	ī	
口座種別	普通・ 当座	口座番号			
(ふりがな) 口座名義					

本件責任者及び担当者

責任者	氏名		所属・役取	į į	電話番号	
担当者	氏名	Ī	所属・役取	È	電話番号	

年 月 日

千葉県知事様

住	所			
団体	名			
代表者				
役職・」				

湖沼における外来水生植物防除事業補助金概算払請求書

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった 年度標記補助金を千葉県補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

交付決定額	金	円
前回までの概算払受領額	金	円
今回概算払請求額	金	円

補助金振込先口座

金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 信用組合 ・ 農協店			_店	
口座種別	普通・ 当座	口座番号			
(ふりがな) 口座名義					

本件責任者及び担当者

責任者	氏名	所属・役	識	電話番号	
担当者	氏名	所属・役	職	電話番号	

年	H	F
+-	月	⊢

千葉県知事

様

<u>住</u>所 団体名 代表者 役職・氏名

湖沼における外来水生植物防除事業補助金財産処分承認申請書

湖沼における外来水生植物防除事業補助金で取得した財産を下記のとおり処分(目的外使用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄)したいので、千葉県補助金等交付規則第21条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 処分の理由
- 2 処分方法及び処分後の措置
- 3 その他

担当者連絡先(本申請に係る担当者情報を記載)

氏名	所属・役職	
住所		
電話番号	電子メールアドレス	